

酒田市長 矢 口 明 子 様

酒田市監査委員 大 石 薫
(公 印 省 略)

酒田市監査委員 高 橋 千代夫
(公 印 省 略)

定期監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、下記のとおり定期監査を執行したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により提出します。

なお、監査結果に基づき措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知くださるようお願いいたします。

記

1 監査対象課及び監査の期間

監査対象課	調書作成期日	監査の期間	監査委員 聴取日
農林水産部 農林水産課	11月30日	12月14日～ 2月16日	1月17日
農林水産部 農政課	11月30日	12月14日～ 2月16日	1月17日

2 監査の範囲

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

3 監査の方法

関係資料及び諸帳票のほか、関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

4 監査の結果

監査の対象となった財務に関する事務の執行等については、特に文書により指摘すべき事項は以下のとおりである。その他、文書によらない軽微な注意事項については、口頭で留意又は改善を促した。

農林水産課

注意事項

【契約】

○業務報告書の確認が適切でないもの

令和5年度の農村広場清掃業務委託（A公園）について、契約書の仕様書に「業務報告書を4～7月分を8月中に、8～11月分を12月中に請求書とともに提出するものとする。」と定められている。

前期分の業務報告書及び請求書が12月15日に後期分と同時に提出され、契約書に定められた提出期限を超過していた。また、仕様書に委託内容として「広場内草刈を3回行うものとする。」と定められているが、提出された清掃実施報告書には2回分しか記入されておらず、委託業務の履行が確認できないまま委託料を全額支払っていた。

契約書及び仕様書にのっとり、適切に検査等を行い、委託した業務内容を確認した上で委託料を支払うこと。